40047

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人社団　水生会

①　□ 財団　　■ 社団（ ■ 出資持分なし　□ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特定医療法人　　□ 出資額限度法人

■ その他

③　■ 基金制度採用　　□ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　山口県山口市大内矢田北５丁目１１番２１号

(3) 設立認可年月日　　昭和６１年　４月２８日

(4) 設立登記年月日　　昭和６１年　５月　１日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長	柴田　三大	
理　　事	久村　浩隆	
同	西田　輝夫	
同	柴田　輝明	
同	播磨　一雄	
監　　事	竹内　道広	

2　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　　類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開　設　場　所	許可病床数
病院	柴田病院	3510311230	山口県山口市大内矢田北５丁目 11 番 21 号	一般病床 60 床
介護老人保健施設	アーユス	3550380046	山口県山口市大内矢田北５丁目 10 番１号	入所定員 100 名 通所定員　50 名

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実　施　場　所	備　考
訪問看護ステーション	山口県山口市大内矢田北５丁目 11 番１号	
通所介護事業	山口県山口市湯田温泉１丁目 １番３号	
居宅介護支援事務所	山口県山口市大内矢田北５丁目 １１番１号	
訪問介護事業	山口県山口市湯田温泉１丁目 １番３号	
介護予防・日常生活支援総合事業	山口県山口市大内矢田北５丁目 １０番１号	
住宅型有料老人ホーム	山口県山口市大内長野 996 番地 山口県山口市湯田温泉１丁目１番３号 山口県山口市大内矢田北５丁目２番１５号	
山口市北東地域包括支援センター 【山口市から委託を受けて管理】	山口県山口市大内矢田北５丁目１２番７号	
山口市北東第２地域包括支援センター 【山口市から委託を受けて管理】	山口県山口市仁保中郷２３１２番地２	

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種　　類	実　施　場　所	備　　考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和６年	５月２１日	令和５年度決算の決定
令和７年	３月 27 日	令和７年度の事業計画及び収支予算の決定
	〃	令和７年度の借入金額の最高限度額の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(9) その他

様式２

法人名　医療法人社団水生会
所在地　山口県山口市大内矢田北5丁目11番21号

※医療法人整理番号	4	0	0	4	7

財　産　目　録

（令和７年３月３１日現在）

１．資　産　額　　2,325,921 千円
２．負　債　額　　2,180,404 千円
３．純　資　産　額　　145,517 千円

（内　訳）　　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		444,787
Ｂ　固　定　資　産		1,881,134
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	2,325,921
Ｄ　負　債　合　計		2,180,404
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	145,517

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地　（□ 法人所有　□ 賃借　■ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（□ 法人所有　□ 賃借　■ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－１

法人名　医療法人社団水生会
所在地　山口県山口市大内矢田北5丁目11番21号

※医療法人整理番号	4	0	0	4	7

貸　借　対　照　表

（令和７年３月３１日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	444,787	Ⅰ 流動負債	656,887
現金及び預金	106,032	支払手形	
事業未収金	320,311	買掛金	40,325
有価証券		短期借入金	569,742
たな卸資産	6,969	未払金	9,955
前渡金		未払費用	22,754
前払費用	1,002	未払法人税等	71
その他の流動資産	10,473	未払消費税等	3,354
Ⅱ 固定資産	1,881,134	前受金	
１ 有形固定資産	1,763,997	預り金	10,686
建物	935,487	前受収益	
構築物	21,611	その他の流動負債	
医療用器械備品			
その他の器械備品	45,610	Ⅱ 固定負債	1,523,517
車両及び船舶	4,376	医療機関債	
土地	741,875	長期借入金	1,523,517
建設仮勘定	14,155	繰延税金負債	
その他の有形固定資産	883	その他の固定負債	
２ 無形固定資産	28,760		
借地権		負債合計	2,180,404
ソフトウェア	17,162	純資産の部	
その他の無形固定資産	11,598	科目	金額
３ その他の資産	88,377	Ⅰ 基金	38,897
出資金	301	Ⅱ 積立金	106,620
長期貸付金		代替基金	
保有医療機関債		繰越利益積立金	106,620
その他長期貸付金			
保証金	144	Ⅲ 評価・換算差額等	0
長期前払費用	39,086	その他有価証券評価差額金	
保険積立金	46,442	繰延ヘッジ損益	
その他の固定資産	2,404		
		純資産合計	145,517
資産合計	2,325,921	負債・純資産合計	2,325,921

（注）１．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

２．社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

３．経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－１

法人名　医療法人社団水生会

所在地　山口県山口市大内矢田北5丁目11番21号

※医療法人整理番号	4	0	0	4	7

損　益　計　算　書

（自　令和６年４月１日　　至　令和７年３月３１日）

（単位：千円）

科目	金額	
Ⅰ 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,338,006
2 事業費用		
(1)事業費	1,392,934	
(2)本部費	0	1,392,934
本来業務事業損失		△ 54,928
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		403,319
2 事業費用		637,930
附帯業務事業損失		△ 234,611
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		0
事業損失		△ 289,539
Ⅱ 事業外収益		
受取利息	170	
その他の事業外収益	278,652	278,822
Ⅲ 事業外費用		
支払利息	19,063	
その他の事業外費用	952	20,015
経常損失		△ 30,732
Ⅳ 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益	8,275	8,275
Ⅴ 特別損失		
固定資産売却損	606	
その他の特別損失	2,299	2,905
税引前当期純損失		△ 25,362
法人税・住民税及び事業税	71	
法人税等調整額		71
当期純損失		△ 25,433

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式5

法人名　医療法人社団水生会

所在地　山口県山口市大内矢田北5丁目11番21号

※医療法人整理番号	4	0	0	4	7

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（1）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
該当なし									

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（2）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
該当なし							

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人社団　水生会
理事長　柴田　大明　　殿

私は、医療法人社団水生会の令和６会計年度（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和　7年　5月16日

医療法人社団　水生会

監事　竹内　道弘